令和８年第２回富山県知的障害児入所施設のあり方検討会

日　　時：令和８年 10 月 14 日(水)15:00～16:30
場　　所：富山県民会館 702 号室

●議題について資料に基づき事務局から内容説明

●意見等
（委員）
　障害を持つお子さんのための通所サービスが充実してきたので、今後入所対象児童が減っていくのではないかという話があった。児童虐待という視点で考えたとき、障害児に限らず、児童虐待件数は減っていくと県で考えているのか確認したい。

（事務局）
　児童虐待相談件数は、近年増加傾向にある。全体として、児童は減っていくという整理だが、社会的養護の子どもについては、今後も一定程度、同程度の数で推移していくものと見込まれる。

（委員）
　家族も小さくなり、障害の子供を支えるのは大変な時代になってきていると思う。入所対象の児童の数だけ見れば減っているように見えるが、一方では、しらとり支援学校では 300 人ぐらいの生徒がいる。障害児が増えたのか、親たちの障害に対する意識や需要が高まったのか。決して知的障害児が減っていくとは思えない。
　一方で、社会的養護を必要とする子どもが増えていて、人数減るから良いとは当然思えない。困難な状況に置かれている子どもたちの幸せをよく考えていかないといけない状況におかれていると思う。

（会長）
　県の見解では、措置児童は必ず一定数いるということだった。契約児童の数の推移については気になるところである。

（委員）
　今後、示された４つの機能の中で、絶対に確保しなければいけないと県が考えるものは何なのかということを教えてほしい。

（事務局）
　国の示す４つの機能については、施設ができる限り包括的に具備していくことが重要であると考えている。地域支援機能は地域で生活する子どもを対象としたものであるが、それ以外の３つの機能は主として入所児童への支援に関するものである。また、施設が有する専門性を地域へ還元していくことも求められていることから、どの機能

を特に重視するかを一概に定めることは難しく、４つの機能をいずれも重要なものとして取り組む必要があると考えている。

（委員）
　発達支援機能、自立支援機能は、通所でも備えていかなければいけない機能。今の施設の状況から社会的擁護支援機能は不可欠な機能で、今の黒部学園、砺波学園は、他のところにはないこの機能のある程度のスキルを持っていると思う。
　学園だけのものだけではなく、在宅の方々にも還元していくような機能、虐待を予防していくような機能を充実して、他の通所施設に指導助言ができるくらいの施設になっていけばよいのではないか。
　運営主体はどこでも良いが、県が責任をもって整備していく意味があるのではないか。例えば、富山市では、成人を対象とする障害者施設は全て民営化されている。障害児分野では、恵光学園とこども発達支援室が、市内の通所施設に対する指導・助言的な機能を持っており、富山市が設置し、指定管理という形で運営している。また、県には富山県発達障害者支援センターがあり、市町村への技術的支援も行っていることから、そのような機能には意味があると思う。
　施設についても、運営方法はともかくとして、市町村にも影響を及ぼしていくような存在であってほしいと思う。指導助言や、障害者施設への円滑なつなぎができるような機能があればよいと思う。

（事務局）
　家庭の核家族化が進む中で、手間をかけて療育することが難しいというところであり、支援のあり方を考えることは大事だと感じている。

（委員）
　今日は知的障害者福祉協会の代表として出席しているが、私は障害者支援施設であるセーナー苑を運営している。セーナー苑では利用者が減少傾向にあるが、相談支援事業所からは、親御さんが入所を希望していても、本人は地域で暮らしたい、買い物なども自分で行いたいと希望するケースがあると聞いている。このようなことから、意思決定支援や本人の意思の尊重は、大人だけでなく子どもについても考えていく必要があると思う。もちろん、全てを子どもの判断に委ねるということではないが、家庭や地域で暮らしたいという思いを踏まえた支援は重要である。
　一方で、入所支援が必要な子どもへの支援も必要であり、両者は分けて考えるべきである。しらとり支援学校の児童生徒数は増えているが、そのことが直ちに入所施設の必要性の増加を意味するものではなく、自宅から学校に通いながら生活できる子どもまで学園に入所する必要はないのではないかと考えている。
　また、親も様々な事情を抱えながら、自宅で子どもを育て、学校に通わせている。行動障害のある子どもについても、小さいうちは家庭で対応することができても、成長して体が大きくなると難しくなる場合がある。今後は、入所施設に求められる機能や規模を踏まえながら、運営主体も含めて検討していくことになるのではないかと思う。

（委員）
しらとり支援学校は、児童生徒数は増える傾向にある。本年度、313 名の子どもが学校で学んでいる。
どの子どもたちも学ぶ権利があり、学びたいと思っている。入所する子どもたちも必要な学びができるように整備していく視点を持っていなくてはならないと思う。

（会長）
教育の機会の確保、選択肢が多いほうが良いと思う。意思決定支援についても、その思いにどこまで寄り添えるかっていうことも非常に重要になってくると思う。

（委員）
県の人口が半減していくということが予想される中で、自然な流れからすると収縮していくという方向性は考えられる。ただ、この会の運営存在意義というところでいうと、この施設の重要性をしっかり説明し、コストを明確化し、県全体として意思決定できるような方向性に持っていくのが狙いと思う。
児童４人に対して職員１人が１つの形のモデルということに対して、実際には、入所児童 20 人弱に対して福祉職 30 人以上になっている。全国でも４割以上が職員比率１以下であるということだが、１以下のどの辺に分布しているのか。20 人弱対 30 人について過剰感がないことを説明しうるか質問したい。

（事務局）
１以下については、知的障害児者施設事業実態調査の報告書の数値であり、これ以上の情報となるともう少し調べる必要がある。
他県の報告を見ていると、県内で必ず支援すべきもの、セーフティネットの施設だということで、他県では民間施設・公立施設が共存して設置されているところもある。
想像の域ではあるが、例えば重度の障害のある子どもについては、公立施設が中心的に支援を担うという考え方もあるのかもしれない。民間施設においては、報酬や措置費の範囲内で持続可能な運営を行っていく必要があり、加算の活用や適切な人員配置を図りながらサービスを提供している。そのような中で、重度の障害のある子どもへの支援をどのように確保していくかは、課題の一つであると考えている。
黒部学園では地域支援室を開設し、住民相談を受ける体制をとっている。今後の在り方を考える上では、新たな設備や施設整備の議論だけでなく、どのような形で支援を行っていくのかという視点も重要ではないかと思う。家族への支援についても、地域に開かれた形で提供していくべきではないかと考える。

（委員）
他県の状況も踏まえて、問題になり得るところや争点について、今後の議論の中で具体化し、明確になれば判断しやすくなる。

（委員）
児童４人に対して職員１人という基準は比較的最近見直されたものなのか。近年、入所児童に占める措置児童の割合が高い状況にある中で、職員数についても考えていく必要があるのではないかと思う。現行の配置基準が入所児童の支援ニーズに照らして実態に即していないのであれば、国に基準の見直しを求めていくことも必要ではないか。
また、職員数が多いからといって必ずしも手厚い支援が行われているとは思わない。その職員が十分なスキルを有しているのかという視点も重要である。短期間で職員がいて変わるような人員配置で運営しているとすれば、スキルの継承が十分に行われていないということもあり得るのではないか。第１回の資料では、正規職員以外の職員の割合が高かった印象がある。そのため、本当に必要な職員数がどの程度なのか、また、どのようなスキルや経験を持った職員が配置されているのかといった実態を知りたい。

（委員）
大人の施設を運営している立場からすると、障害者施設の実態が適切かどうかは別として、その現状と比較した際に、学園の職員数が本当に適切なのかという思いはある。というのも、障害者施設では人手不足の状況にあり、利用者一人ひとりにそこまで手厚く関わることが難しい。一方で、学園では手厚い支援が行われており、それ自体は良いことだと思う。しかし、その後に大人の施設へ入所した際、それまでとの支援環境の違いからなじめないケースもある。
学園についても、自立を目指していく年代の児童に対しては、将来を見据えた関わり方や支援の程度があるのではないかと思う。

（委員）
参考資料４の国の令和７年報告書を見ると、外泊できない児童の割合が示されており、措置児童では 68%、契約児童でも 30%となっている。子どもはできるだけ家庭で生活し、親のそばで育つことが望ましいという考え方自体は理解できるが、実際には、強度行動障害がある場合や家庭環境上の事情などにより、自宅に帰ることが難しい子どももいる。児童数が減少しているからといって、直ちに職員数を減らすべきとは思わない。一方で、児童４人に対して職員１人という配置基準については、想像していたよりも少ないと感じており、その人数で十分な支援が行えるのかと思うところがある。

（会長）
少しまとめると、ニーズにもよると思う。
１人でもものすごく支援が必要な方がいて、そのような方が４人いたら職員が疲弊する。国の基準が４人対１人になっているが、そのように対応できない場合がある。
実際に入所している方にどれぐらいのニーズがあるかというデータは、なかなか出てこないし、分からない。支援の難しさというのは、おそらく現場の職員であれば皆知っていると思うが、そのニーズについてはっきりさせることができればよいと思う。

（委員）
現時点では、入所児童が 20 人弱であることに対し、福祉職員が 30 人程度配置されているという数字のみが示されている状況である。
この施設には、社会的養護を必要とする子どもが多く入所しており、必要不可欠な施設であると考えている。一方で、国が定める４：１という基準が実態に即したものなのかについては、十分に理解できていない部分もある。
今後、県直営、指定管理、あるいは民間移行といった運営形態を検討する場合であっても、実際にどのような状態の児童が入所しており、どのような支援ニーズがあり、それに対してどの程度の業務量や人員が必要なのかを把握しておくことが重要ではないかと思う。その点が十分に見えない中では、判断することは難しい。
子どもたちに必要な支援が損なわれることは避けなければならないため、これまで提示された資料に加え、入所児童の状況や支援ニーズ、人員配置の考え方などについて、もう一歩踏み込んだ資料を提供いただけると議論しやすいのではないかと思う。

（委員）
しらとり支援学校に関する教育面での意見もあったが、砺波学園や黒部学園については、隣接する特別支援学校において教育が行われており、決して学園だけで子どもたちを支援しているわけではないと思う。学校の教職員も多くの時間をかけて支援に携わっているのではないかと思う。
そのため、子どもへの支援を全て施設が担うということではなく、それぞれの機関が役割分担をする中で、施設にはどのような役割を担ってもらうことが望ましいのかという視点も重要であり、その点が分かる資料があればよいと思う。
また、学園の福祉職員の業務は直接支援だけではなく、地域への支援や関係機関との連携など、様々な役割があると思われる。例えば、地域への支援活動や学校との連携に携わる職員もいると思う。そうした観点を踏まえると、直接支援以外の業務も含めて考えた場合には、一定の人員配置が必要となることも考えられる。今後、それぞれの職員がどのような役割や業務を担っているのかがわかるようにしてもらえるとよい。

（委員）
施設を利用している立場から、数字を見ると手厚いことをされていると思う。
ただし 18 歳以上になると、４対１の数字でやっていかなければならない。そこまでに子どもが自立できるか、その辺りの教育が必要になってくると思う。
子どもにとっては 18 歳以上の方が長いので、そこからの支援に耐えられるような支援をいただけると非常に助かる。

（委員）
施設を利用できて本当に良かったと思っている。18 歳以降の人生について常に不安に思っているので、その人らしい選択をしていけるような生活の基盤が確保されていってほしいと思う。

（委員）
　地域支援機能というところで、地域の方と出会う場面が大事だと思っている。
　ぜひ、そういう機会をもって、地域で支え合う場が必要だと思う。市町村にそれぞれある障害福祉施設等の機関でも出会いの場を作るなどをしていくことで役割を果たすことができるのではないか。社会福祉協議会でも柔軟にサロン等を作ったりできるので、活用できればいい。

（会長）
　障害者福祉でよくつかわれる理念として、ノーマライゼーションというものがある。1950 年代に提唱された考え方だが、地域に開かれていなければならないという考え方。できるだけ一般の住民と同じような生活をという理念である。
　今の時代に合った、この先を見据えた議論をしていければと思っている。

（了）